

1 計画改定の経緯等

平成30（2018）年2月、史跡橘樹官衙遺跡群を将来にわたり保存し、その価値と魅力を広く伝えていくため、「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」（以下「第1期保存活用計画」という。）で、史跡の「保存管理」、「活用」、「整備」、「管理運営体制」の基本方針を定めた。また、史跡の整備については、文化庁から市の基本的な方針を定めた上で実施するよう指導を受けるとともに、地域がもつ歴史や価値を活かしたまちづくりを図るため、史跡の保存整備に関する詳細な内容については整備基本計画で提示することを第1期保存活用計画で謳ったことから、平成31（2019）年1月に「国史跡橘樹官衙遺跡群整備基本計画」（以下「第1期整備基本計画」という。）を策定した。

その後、史跡橘樹官衙遺跡群を取り巻く環境が大きく変化するとともに、継続的に実施してきた発掘調査によって得られた新たな知見等により、第1期整備基本計画の整備内容が歴史的事実と異なっていることが判明したため、橘樹官衙遺跡群調査整備委員会や文化庁の指導を受けつつ、第1期整備基本計画を改定することとした。

2 第2期整備基本計画の期間

第1期整備基本計画は、短期計画（10年）及び長期計画（30年）としていたが、橘樹官衙遺跡群を取り巻く環境の変化等が大きく、長期的な計画を定めることは困難なことから、第2期整備基本計画の計画期間は、史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画（以下「第2期保存活用計画」という）と同様に、次期総合計画（基本計画）の計画期間に合わせ令和8年度から令和19年度までの12年間とする。

3 計画の位置づけ

第2期整備基本計画は、「川崎市総合計画」・「第3次川崎市教育振興基本計画「かわさき教育プラン」」等の上位計画や「川崎市文化財保存活用地域計画」・「史跡橘樹官衙遺跡群第2期保存活用計画」等の関連計画と連携し、第1期整備基本計画で定めた方針等を踏襲しつつ、第1期整備基本計画策定後に生じた状況や変化等を踏まえた史跡整備計画を定める。

4 第2期整備基本計画の構成（目次案）

第1章 計画改定の沿革と目的
第2章 史跡を取りまく環境
第3章 橘樹官衙遺跡群の概要

第4章 整備の方針と目標
第5章 整備の基本計画
第6章 史跡整備計画

5 史跡橘樹官衙遺跡群の概要

（1）指定告示

名 称：史跡橘樹官衙遺跡群

指定基準：「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」

史跡の部二（都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡）

官報告示：平成27（2015）年 3月10日付 文部科学省告示第38号 [史跡指定]
平成30（2018）年10月15日付 文部科学省告示第195号 [追加指定]
平成31（2019）年 2月26日付 文部科学省告示第26号 [追加指定]
令和3（2021）年 3月26日付 文部科学省告示第49号 [追加指定]
令和3（2021）年10月11日付 文部科学省告示第164号 [追加指定]
令和4（2022）年 3月15日付 文部科学省告示第29号 [追加指定]

（2）指定の理由

多摩丘陵の平坦面に立地する武蔵国橘樹郡家正倉跡である千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕と、評の役所の施設の可能性のある掘立柱建物跡なども検出された郡寺跡である影向寺遺跡からなる。地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどることができる全国的にも希有な遺跡であり、その成立の背景や構造の変化の過程が判明するなど、7世紀から10世紀の官衙の実態とその推移を知る上で重要である。

（3）指定地の概要

- ・所在地：川崎市高津区千年字伊勢山台415番2外102筆
- ・面積：21,625.08㎡
- ・所有関係：国有地 548.25㎡（所管：財務省関東財務局横浜財務事務所）
市有地 8,800.85㎡
民有地12,824.23㎡（所有者7、宗教法人1、地役権者1、地上権者1）

6 史跡橘樹官衙遺跡群における保存整備の状況

（1）国史跡指定以前

- 平成18（2006）年度 高津区千年の土地（約1,651㎡）の2／3を財務省から取得
- 平成19（2007）年度 整備工事実施
- 平成20（2008）年7月 都市公園（都市緑地）「たちばな古代の丘緑地」として供用開始
- 平成26（2014）年度 たちばな古代の丘緑地西側隣接地（約1,200㎡）で開発計画が発生し、遺跡を保存するため川崎市土地開発公社が先行取得

（2）国史跡指定後

- 平成27（2015）年度～令和4（2022）年度 土地開発公社が先行取得した土地を含め、史跡橘樹官衙遺跡群の指定地で、遺跡の保存が困難な土地の土地所有者からの要望があった土地について取得（国庫補助活用）

※平成31（2019）年1月 第1期整備計画策定

令和元（2019）年度～令和5（2023）年度 第1期整備計画短期計画第1期に基づく史跡整備実施

令和6（2024）年5月18日 都市公園（歴史公園）「橘樹歴史公園」オープン

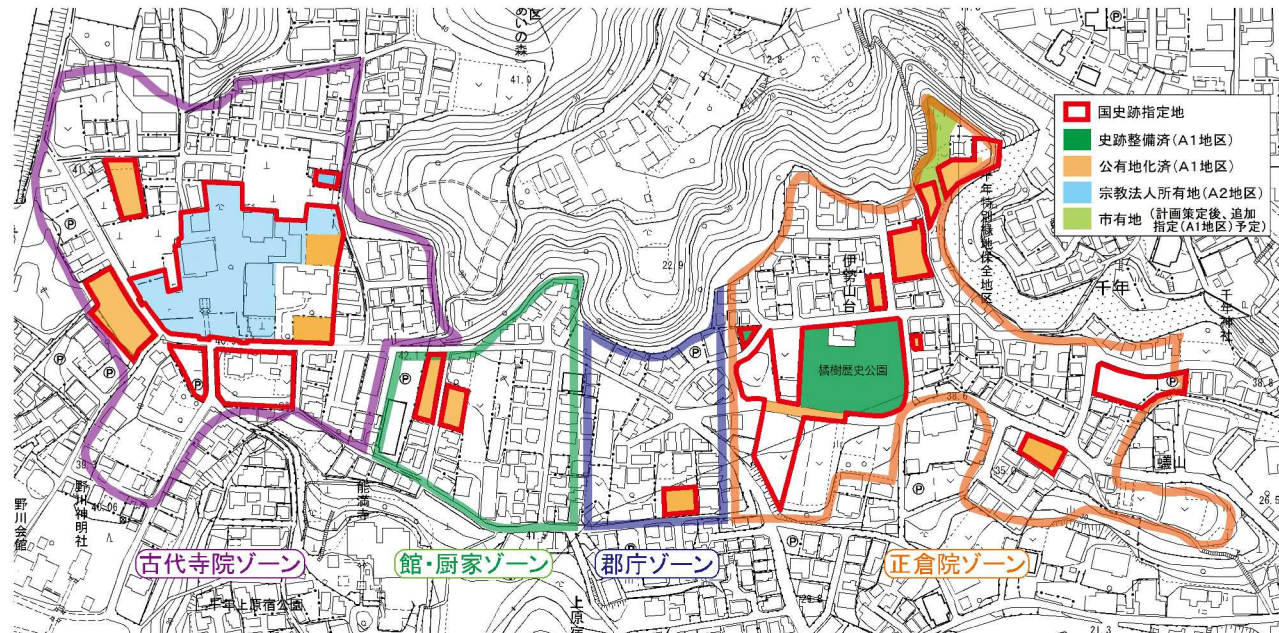


図1 史跡橘樹官衙遺跡群の指定範囲及び公有地化等の状況

7 整備の基本方針

【基本方針～保存活用計画～】

活用

- (1) 史跡橘樹官衙遺跡群の存在や価値、または調査研究成果等の積極的な情報発信
- (2) 地域の歴史・魅力を学ぶことのできる場づくり
- (3) 史跡橘樹官衙遺跡群を活用したひとづくり・まちづくりの推進

整備

※次の視点を持ちながら、全体として郡家や古代影向寺等の景観が理解できるような整備を目指す

- (1) 史跡橘樹官衙遺跡群の適切な保存と確実な継承のための機能
- (2) 古代官衙遺跡の景観等が体感できるような機能
- (3) 史跡橘樹官衙遺跡群や周辺の歴史的・文化的資産、また最新成果を発信することができる機能
- (4) 史跡橘樹官衙遺跡群を中心に、地域住民や市民等が様々な活動や交流ができる機能
- (5) 史跡のサイン等、ガイダンス機能、便益機能等、利用者の利便性の向上に寄与する機能



活用・整備の基本方針を踏まえ、史跡指定地及びその周辺の整備目標を定める

整備目標

- ①橘樹官衙遺跡群及びその周辺地域の歴史を身近に感じるとともに、古代官衙の景観や状況等を五感によって体感できる場として整備する。
- ②自然環境と歴史的景観が調和した憩いの場、学習の場として、魅力的で多面的に利活用ができる場として整備する。
- ③橘樹官衙遺跡群がかつて果たしていた、古代武蔵国の南部（川崎市及びその周辺地域）を中心とした文化・交流の結節点の役割を現代に継承し、この地域の歴史や文化を、市民だけでなく、広く周辺地域にも情報発信できる場として整備する。
- ④地域住民・市民等が絶えず行き交い、様々な交流を行うことができる文化的活動の拠点として整備する。

8 第2期整備計画

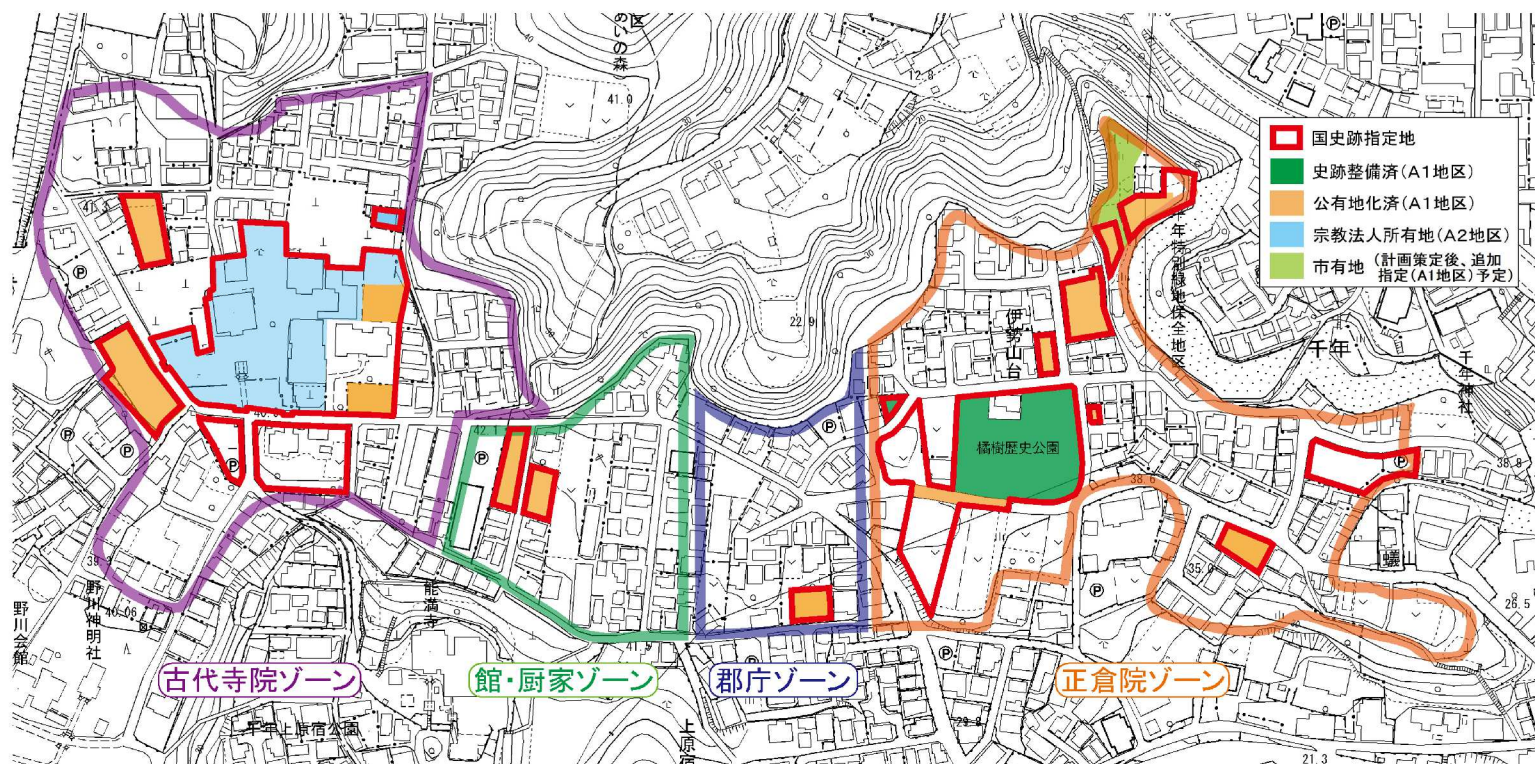
(1) 地区区分（第2図）と地区別整備計画～第2期保存活用計画で定めるA1地区を対象とする。

古代寺院ゾーン・・・確認している遺構の平面表示等を含む歴史公園整備を行うとともに、本格的な整備を実施するまでの間、必要に応じ、市民が利用できるよう暫定整備を行う。

館・厨家ゾーン・・・本格的な整備を実施するまでの間、必要に応じ、市民が利用できるよう暫定整備を行う。

郡庁ゾーン・・・本格的な整備を実施するまでの間、必要に応じ、市民が利用できるよう暫定整備を行う。

正倉院ゾーン・・・確認している遺構の平面表示等を含む歴史公園整備を行うとともに、本格的な整備を実施するまでの間、必要に応じ、市民が利用できるよう暫定整備を行う。



第2期保存活用計画 における地区区分案

A1地区：国史跡指定地で公有地化済

A2地区：国史跡指定地で民有地

B地区：A1・A2地区以外の千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕及び影向寺遺跡のうち、D・E地区を除いた範囲

C地区：周辺の関連遺跡

D地区：影向寺遺跡のうち、都市計画道路敷の範囲

E地区：周辺の特別緑地保全地区

図2 地区区分計画案

（2）遺構に関する整備

遺構に関する整備（遺構表示〔一部立体表示・平面表示等〕、発掘調査等）について、次の基本的な考え方に基づき実施する。なお、郡庁ゾーンについては、本期で整備は実施しない。

①遺構の整備手法

第1期整備基本計画において飛鳥時代の倉庫を復元したことから、第2期整備基本計画では遺構の復元は行わず、可能な範囲で、第1期整備基本計画において実施した掘立柱建物の柱の一部立体表示や、溝状遺構等は平面表示を行う。

②地区（ゾーン）ごとの整備

遺構の整備については、地下の遺構に影響が及ばないよう盛土保存を行った上で実施する。

【古代寺院ゾーンの遺構整備】遺構の平面表示等を行う。

【橘樹郡家正倉院ゾーンの遺構整備】郡家正倉の一部立体表示や外周区画溝の平面表示等の整備を行う。

（3）動線に関する整備

動線に関する整備については、次の基本的な考え方に基づき実施する。

①動線・サイン計画 ②園路 ③広場

（4）地形造成に関する整備

造成に関する整備については、次の基本的な考え方に基づき実施する。

①造成 ②電気・給排水

（5）修景及び植栽等に関する整備

修景及び植栽に関する整備について、史跡の修景等の観点から、次の基本的な考え方に基づき実施する。

①遺構に損傷を与えると判断された既存木は、伐根に考慮しながら伐採する。

②周辺の建築物等に対し、遮断植栽の配植を原則とするが、植栽の配植が周辺建築物等に影響が及ぼす場合、より適切な遮断機能を配置する。

③必要な箇所に芝生等の地被植物の植栽を原則とするが、整備地の状況や利用者の利便性、整備後の維持管理等も踏まえ、ダスト舗装等、より適切な地被又は舗装等の整備を行う。

④日常的な市民の憩いの場として利用されるよう、快適な滞在が可能な緑陰の創出や、既存植栽の活用を図る。

⑤歴史的景観の整備を考え、古代の植生等に配慮した植栽を行う。が、整備地の立地や条件等に応じ、近接する緑地保全地区や農地の景観、住環境等との調和を図った植栽とする。

史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画（素案）概要版

（6）施設に関する整備

施設に関する整備について、次の基本的な考え方に基づき実施する。

区 分	施 設	
学習施設	標識・案内板・説明板等	・ 史跡に指定されている地域であることを示すため、必要に応じて、史跡各所に標識（史跡標柱）を設置する。 ・ 遺跡群全体や発掘調査成果等をもとに案内板・説明板等を設置する
	ガイダンス施設	・ 今後、橘樹歴史公園における市民の利用状況や橘樹官衙遺跡群への市民ニーズ等を精査し、 史跡の活用を効果的に進める方法等について庁内検討を進める中で、ガイダンス施設の設置の必要性等についても確認していくことから、一定程度の方向性が整理されるまでの間、様々なガイダンス機能を充実させることで対応する。
便益施設等	ベンチ・多目的活用広場・トイレ等	・ 適切な配置を図ることができるよう検討を行い、施設の整備を行う。 ・ 公有地化した土地の中で、当面本格的な史跡整備が実施できない土地については、利用者の利便性向上を図るため、駐車場や駐輪場等として暫定利用できるよう検討する。
安全管理施設	照明灯・フェンス等	・ 適宜設置する。

【充実させるガイダンス機能】

①展示・学習機能

橘樹官衙遺跡群の本質的価値や歴史的変遷、古代官衙全体の構造・機能、発掘調査成果及び保存整備された遺構・遺物等を学習できるよう、**近隣の公共施設等を活用し、パネルによる解説や出土遺物等の展示を行う展示スペースを設置**する等、ガイダンス機能の充実を図る。

②案内・広報機能

来跡者が遺跡群を見学する際に必要となる情報を提供するため、**遺跡群やその発掘調査成果等を市内外に広く情報発信するためのパンフレット・チラシ等を作成**し、近隣の公共施設等に配架スペースを設置し、配布する。また、**ウェブサイト等での情報発信**を積極的に行うとともに、**デジタルマップの公開**やアプリを用いた音声ガイド等、**利用者の利便性向上に努める**。

（7）公開・活用

市ホームページやパンフレットの作成及びX（旧ツイッター）やメルマガ等のSNSで情報発信し、イベントや歴史講座などの「普及啓発活動」の事業を幅広く展開する。またこうした活動を通じて、イベントや史跡のガイド等の担い手を育成することで、持続可能な公開・活用事業を展開していく。また、市内外を問わず様々な組織等からの参加を呼びかけさらなる利活用を図っていく。

- ①情報発信 ②普及啓発活動 ③公開・活用の担い手づくり

史跡橘樹官衙遺跡群第2期整備基本計画（素案）概要版

（8）管理・運営

史跡の管理・運営について、次の基本的な考え方に基づき実施する。

①管理・運営に関わる事業

- ・文化財保護法第119条第1項に基づき、史跡等の管理及び復旧、施設の設置・維持管理、届出等を行う。
- ・整備事業の進捗に伴い、史跡の保存管理、施設・工作物の保守管理、植栽管理、清掃、巡視・点検等を行う。
- ・国史跡指定地の公有地化は、長期にわたる取組が想定されるため、公有地化が完了した土地の中に、長年本格的な整備が実施できず活用されない土地がないよう、簡易的な整備を行い、暫定的に市民利用に供する。

②管理・運営の実施体制

- ・橘樹歴史公園に設置した諸施設の定期点検等を行い、復元した飛鳥時代倉庫の継続的な調査（経年劣化・破損・温湿度等）を実施し、修繕及び補修等の計画を立案する。
- ・立案した計画に基づき、定期的に補修・修繕等を実施する。
- ・定期的に整備地の芝生及び植栽・樹木等の除草・剪定を行い、市民が安心・安全に利活用できる状態を維持する。

③管理・運営の実施体制 ⇒ A：行政における保存・活用施策の対応力 B：市民組織・民間団体との協働

9 今後の史跡整備計画（計画期間12年間〔令和8（2026）～令和19（2037）年度〕

（1）史跡整備の優先順位

史跡橘樹官衙遺跡群のうち、第2期保存活用計画で定めるA1地区については、遺跡の現状保存を最優先に取組を進め、一定程度の土地の公有地化とともに、官衙関連遺構等の保存を実現できたところである。

この取組により、一定程度の範囲を有する土地が創出されたことを踏まえ、今後、市民等の利活用に向けた取組を進める段階であることから、敷地の安全性も考慮しながら、計画的に有効活用を図っていく。

そこで、第2期整備基本計画における史跡整備については、次の条件を有する土地から優先的に史跡整備を実施する。なお、利活用に関して、文化庁からの指導も留意した上で、対応を検討していく。

〔史跡整備を優先的に実施する要件〕

- ・斜面崩落等の危険性が高く、周辺住宅等に影響を及ぼす可能性のある土地
- ・橘樹官衙遺跡群における最も重要な歴史的価値である橘花評家跡や橘樹郡家跡が保存され、橘樹歴史公園との相互作用により、その変遷や比較等を効果的に市民に伝えることができる土地
- ・橘樹官衙遺跡群の重要な歴史的価値である古代寺院跡が保存され、その様相を効果的に市民に伝えられる土地
- ・市民等が史跡を利活用する上で必要となるトイレ等（便益施設）の設置が可能な土地

(2) 整備計画案

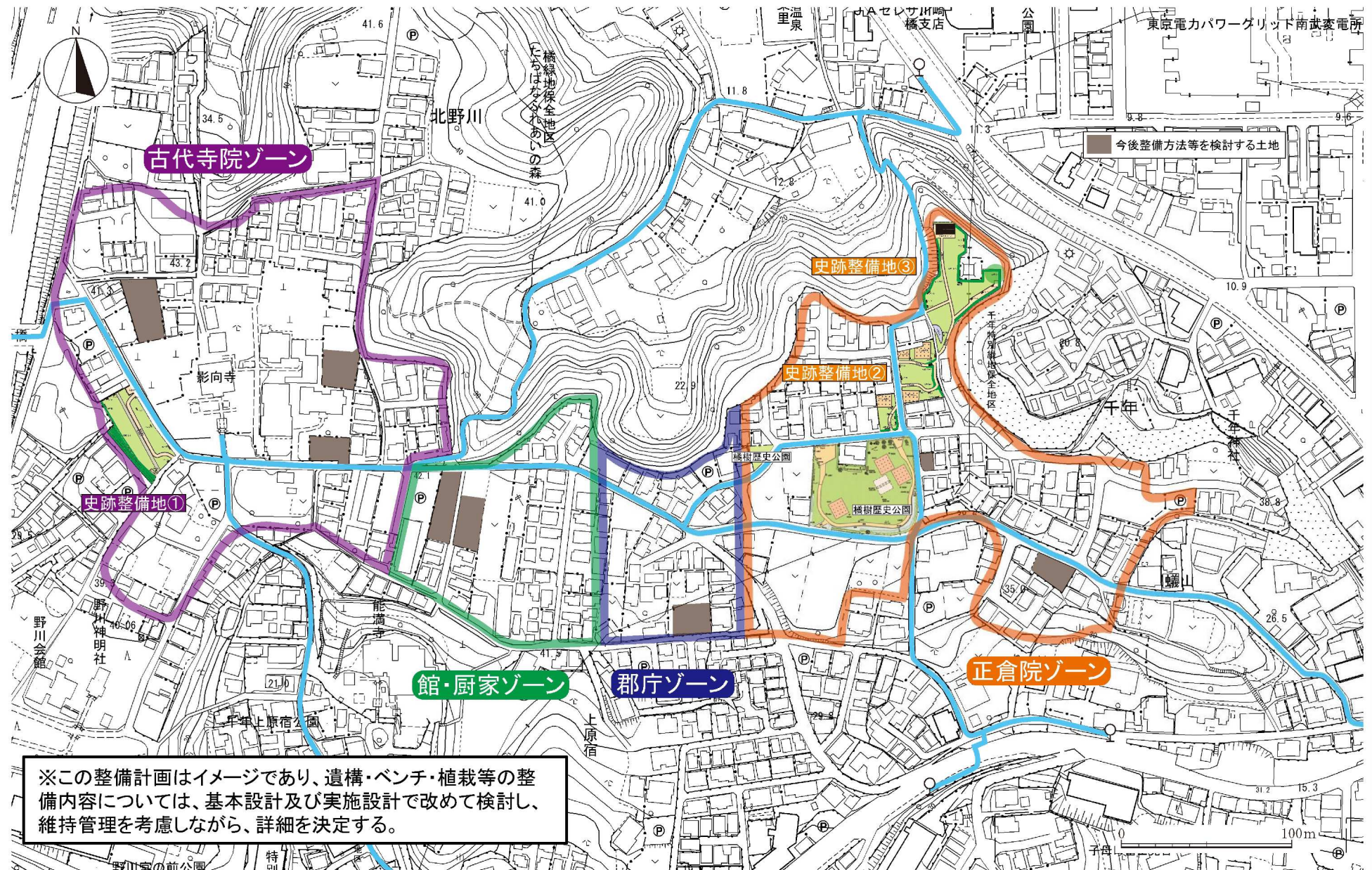


図3 第2期整備計画案

(3) 整備スケジュール案



図4 史跡整備地①（影向寺ゾーン）整備計画案

① 整備スケジュール（前半6カ年（令和8～13年度））

- ▼令和8（2026）～10（2028）年度
古代寺院ゾーンのA1地区に位置する**史跡整備地①**、及び、正倉院ゾーンに位置する**史跡整備地②**における整備の実施（基本設計、実施設計、整備工事等）
- ▼令和11（2029）～13（2031）年度
正倉院ゾーンに位置する**史跡整備地③**における整備の実施（基本設計、実施設計、整備工事等）

② 整備スケジュール（後半6カ年（令和14～19年度））

歴史公園との関係性や**史跡整備（史跡整備地①～③）完了後の市民の利活用状況等を踏まえ、整備場所及び整備内容を決定する。**



図5 史跡整備地②・③（正倉院ゾーン）整備計画案

※この整備計画はイメージであり、遺構・ベンチ・植栽等の整備内容については、基本設計及び実施設計で改めて検討し、維持管理を考慮しながら、詳細を決定する。